



ヘイトハラスメント裁判を 支える会 会報 Vol.13

発行
2018年11月1日

事務局 〒544-0031 大阪市生野区鶴橋 2-15-27NPO 法人多民族共生人権教育センター内
TEL:06(6715)6600 FAX:06(6715)0153 E-mail: info@taminzoku.com
WEB: http://moonkh.wixsite.com/hateharassment



<https://www.facebook.com/HateHarassment>



@HateHarassment

支援者より：ただ、胸が痛い

きたがわともこ

「なんかな、【原告さん】の会社が怖いねん。おかしいねん」という話を最初に聞いたのは、4年前。「気持ち悪！」とは思ったものの、まさか段ボールに何箱にもなるようなすさまじい文書量だとは（しかも差別的な記事や著作物のコピーだけでなく、社員がその配布物の内容（偏見や人種主義）に同調して書いた感想文の配布まであったとは・・・）。その酷い内容を具体的に知れば知るほど、【原告さん】が感じていた恐怖や危機感を全然わかっていなかった自分に対する・・・うまく表現できない感情がわいてくる。

わたし自身も、授業や研修の感想に「自虐史観の反日講師」と書かれたり、インターネット上で歴史修正主義者／レイシストに絡まれたりしたことはあり、その気持ち悪さと恐怖は想像できるつもりだった。それが、自分が日々働く職場で。酷いなあ、キツイなあ・・・——でもそれは想像できている「つもり」でしかなかったということ、傍聴のたびに思う。日頃、仕事として授業や研修で「想像力には限界があるから『相手の身になって考える』だけで差別はなくなる」としつつこく言うくせに、こんなに頼りなく心許ない、そういう自分に対する怒り、ふがいなさ。そして「差別が人を分ける」ことへの憤りと悔しさ。

どんなに仲が良くても、信頼していても、差別がわたしたちを分ける。学生時代、折しも指紋押捺拒否者が被告に立たされ、各地で裁判が行われていた。傍聴に行き、専門家の意見書、証言、拒否者の思い・・・等々から学んだことは数知れない。「差別はおかしい」と当事者が声を上げ、就職差別、入居差別、戦後補償、無年金・・・とさまざまなことが裁判で闘われてきた。闘いが、少しずつ日本社会を変えてきた。けれど「当事者が声を上げないとわからないから、声を上げてほしい」とは言いたくなくて、悶々とする。マイノリティが声を上げなくても「それおかしいやん？」と気づける人が増えれば、それに越したことはないのだけれど、やはりマジョリティはどうしても鈍感で（だからマジョリティなわけで）、気づけない。だから問われるのは「その声を聴いて、あなたはどうするのか」だと思う。マイノリティが声を上げて、それを社会が、マジョリティがキャッチする力がなければ、「声」は宙に浮いてかき消されてしまうから。そしてわたしは裁判を傍聴する。わたしは声を聴けているのか？ 受けとめてどうするのか？・・・そして聴くどころか踏みつぶそうとする相手への怒りを新たにする。そんなやつらに負けたくない。勝ちたい、と強く願う。

学生時代、「差別は『差別するかしないか』ではなくて『差別を許すか許さないか』だ」と先輩たちに言われ、わたしも後輩に伝えてきた。【原告さん】も傍聴に集まる人たちも、多くはそんなころからの仲間だ。闘う仲間がいることは心強い。けれど、そもそもなぜこんな裁判を起こさねばならなかったのか、とんでもない負担を強いられた【原告さん】のしんどさを考えると、堪らない気持ちになる。最近観た韓国映画『1987- ある闘いの真実』で、デモに行く大学生が「(危険なのに)なぜ行くのか」と問われて「な

ぜかわからない。ただ、胸が痛くて、じっとしてられない」と答える場面があった――ああ、そうだ。「ただ、胸が痛い。」胸が痛いから、黙ってじっとしてられない。

この裁判がなければ「みんな元気にしてるかなー」と、ときどき思い出すぐらいだった人たちと、裁判所でたくさん会った。素朴に、再会は嬉しいけれど、複雑な気持ちにもなる。みんな、わたしがこうして書いているような、表現しきれない気持ちに突き動かされて、ただ、胸が痛くて、日々のあれこれに都合をつけて駆けつけているのだと思う。裁判は平日で、一方的に日程が決まる。裁判所に駆けつけたいけど都合がつかず、もどかしい思いで推移を心配している仲間は、もっといるはずだ。裁判官には、そんな「裁判所には来られない仲間たち」の姿や思いにも思いを馳せて、判決を書いてほしい。

「駆けつけられない自分」をもどかしく、胸が痛いと思う仲間とともに、わたしたちはここにいる。

第12回口頭弁論の報告

清水 亮宏（原告訴訟代理人弁護士）



第12回期日後の支援者集会で期日内容を説明する村田弁護団長

2018年8月2日午前10時30分から、大阪地方裁判所堺支部にて、ヘイトハラスメント裁判の進行協議が行われ、その後続けて、第12回口頭弁論期日が開かれました。

1 期日の内容

期日では、原告側から提出した第16準備書面を陳述しました。証拠として、保守速報事件の地裁判決を提出しています。

口頭弁論期日では、裁判所から、原告がどのような損害を被った

のか（変遷も踏まえて）、原告は配布された文書をどのように扱っていたのか、他の従業員との関係にどのような影響があったのか、という点を補充するよう求められました。

被告側に対しては、資料を大量に配布しているからには従業員に読ませることが目的として推認されるのではないかとその指摘があったほか、次の点等を明らかにするよう求めました。

- ・乙6のような資料（被告が、政治的資料・教科書関係以外の資料と主張している資料）の配布の頻度と原告が問題にしている資料の配布頻度（原告が問題にしている文書の方が量的に多いと思われる）
- ・資料を従業員に読ませることでどのような効果を狙っていたのか
- ・どのような基準で配布する資料を決めていたのか
- ・外国への批判を内容とする文書を配布することによる批判された国籍を有する従業員への影響についてどのように考えていたのか（孤立化を招かないか）
- ・批判された国籍を有する従業員への影響（配慮）について事前の検討はなかったのか

また、教科書アンケートへの動員についても、同様に補充を求めました。

そして、原告側・被告側双方に対して、話し合いでの解決について検討を求めました。

2 期日での意見陳述

弁護団長の村田弁護士より、第16準備書面の内容について意見

陳述を行いました。続いて、会長の代理人から、予定している反論内容について意見が述べられたほか、会社の代理人からも簡単に意見が述べられました。

3 原告が第16準備書面・意見陳述で主張したこと

前回の期日において、裁判所から、職場環境配慮義務と原告の権利侵害に関連して、①差別意図・目的が必要なのか、どのような事実に基づいてその目的が認定できるのか、②特定の集団に対する差別的文書の配布によって、なぜ個人である原告の権利が侵害されたといえるのかについて釈明がありました。第16準備書面・意見陳述はこの釈明に応えたものです。

内容を簡単に紹介いたしますと、①については、差別意図・目的がなくても、差別的言論の蔓延という効果があれば、職場環境配慮義務違反と権利侵害が生じることを主張しました。もっとも、本件においては、客観的事実から差別目的を認定することができるため、差別意図・目的が認められるという点も強調しています。

②については、職場という閉じられた空間かつ逃げようがない状況下で資料配布が行われたことにより、原告の権利侵害が生じたということを改めて主張しています。

4 次回以降の予定

次回、第13回口頭弁論期日は、2018年11月1日午前11時からです（従来と同様、口頭弁論期日に先立って、進行協議期日が開かれます。）。

今後は、本年9月末までに裁判所から補充を求められた点を明らかにするほか、原告の陳述書を提出する予定です。いよいよ証人尋問に進むこととなります。

次回期日につきましても、ぜひ裁判所まで足をお運びいただき、原告・弁護団を支えてくださいますようお願い申し上げます。

第12回期日の傍聴抽選券は131枚配布されました。期日終了後に近くの会場で開催した支援者集会には70名ほどの原告支援者のみなさまに集まっていただき、なんとか被告側を上回ることができました。次回期日以降も、これまで以上の多くの皆さんに傍聴支援に駆けつけていただけますようお願いいたします。 (事務局)



弁護団紹介 リヨンシル 李英実

弁護士の李英実（りよんシル）と申します。私が弁護団に参加することとなったのは、金星姫先生から本件について話を聞いたことがきっかけです。原告さんと同じ在日コリアン女性である私が、何か力になれることがあれば少しでも力になりたい！と思い、参加させていただくこととなりました。

弁護団に参加した直後に、会社から配布された膨大な資料をひとつひとつ読み、チェックしていくという作業を行いました。初めて目を通したときは、怒りが込み上げてきて、作業がなかなか進まなかったことを覚えています。異常としか言いようのない膨大な資料の量、その内容を次々と目の当たりにするにつれて、段々と気分が悪くなり、作業を中断することも何回もありました。腹が立つ一方で、自分自身を否定されるような感覚に陥り、自分の心を「無」の状態にしないと、作業を続けることは到底できませんでした。この日本には、この会社・会長のような考え方をを持った人が他にもたくさんいるのではないか、私の身近にもいたらどうしよう、と、猜疑心にさいなまれるような気持ちにもなりました。

その度に、「こんな資料を職場で配布されている原告さんは、今の私の比ではないほど、苦しまれただろう。」と思い、それにもかかわらず、立ちあがって裁判に立ち向かわれている原告さんのことを、心から尊敬しております。

人を蔑み、見下し、差別するということは、その人の人権、すなわち生きる力を奪うことなのだ、この訴訟を通じて、つくづく

痛感しております。そのような差別がまかり通っている社会を、断じて許すことはできませんし、どんな人も、ありのままの姿で、あるがままに、自由に生きていくことができる社会をつくっていくことが、弁護士としての使命だと思っています。

この訴訟が、そのような素敵な社会をつくっていくことのきっかけとなればいい、と心の底から思っていますし、自分自身も、そのためにできることをひとつでもがんばっていきたいと思っています。

至らない点が多いかと思いますが、今後ともご支援のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以 上



原告より：この3年と少しを振り返って ～今の心境



第12回口頭弁論期日後の支援者集会でアピールする原告

2015年8月31日、大阪地裁の岸和田支部にて「ヘイトハラスメント裁判」を提起した。ただ、その時には「ヘイトハラスメント裁判」などという呼び名もなく、支えてくれる存在も数人、内3人は弁護士の先生だった。もう3年以上経つ。訴えの中身が今の法律等では単純に判断出来ないからか直ぐに大きな堺支部に移された。

自らが関わることがなければ裁判のイメージはドラマで見る感じになんとか言っても近かった気がする。法廷にはもっと事件の中身が「証拠としての物」を用いて人の前に示され、傍聴する人たちはそれを見てどんな気持ちになるかを想像する。そして、きっと救われる。そんな感じ。でも、現実には傍聴だけでは、どれ程のことがあったのか本当のところは

見えない。私に寄り添ってずっと来てくれている人たちでもほんの一部しか目にすることはない。それも、傍聴の場ではなくこの会報や集会などでの限られた一部分だ。私が抱えてきた配布物やあの場で感じてきた孤独感・疎外感・自分や他者に向かう「嫌」の感情は実は裁判の傍聴に来たからと言って目の当たりにすることはない。どうやって耐えてきたかも。提示に至った一部の資料の「酷さ」から想像してもらうしかない。(全てを公にすれば・・・とつい頭を過ぎることはあるけれど、その事が多くの人を傷つけること、嫌な感情を広めることになると思うと単純ではないし。ただ、陳述書には少し書かせてもらった。)

裁判を提起したことで「ヘイトハラスメント裁判を支える会」ができた。2013年5月に一度、あのマンガ「日狂組の特別授業」が配布された時に心が壊れそうでどうにも居たたまれず、素直な共感を求められるはずと速攻で電話した友人と若かりし頃の知人がニュースに報道された「私」に気づき、声をかけてくれた。二人とも「人権」に関わることを日常にしている。その事もやっぱり奇跡ではないかと思う。旧知の「私」でなければ、気付いてもらえたかどうか、支えてもらえたかどうかはわからない。逆に言えば、そんな稀少な関わりに過去に触れることができていた「私」だから、今に至っていると思う。そんな過去を持ってなければ、展示会への行動に参加してしまった時点で確実に辞めていたと思う。

「ヘイトハラスメント裁判を支える会」という会の名称を決めるとき、私は企業名を入れないようお願いした。企業名を入れてしまうと特異な体質の一企業で起きた特殊な事柄としての認知で終わるのではないかという危惧があった。「立派な」人たちのつながりは配布される資料から感じられたので、こんな「社員教育」に名を借りた行為が他に広がったらと思うと怖かった。なによりも私自身も含め会社で働く人にとって本来の仕事への姿勢や想いが「会長が会社という組織で、その影響力で

もって従業員に広めてきた価値観（異なる立場への偏見や憎悪感情、自分たちへの賞賛、無自覚な奉公精神の普及）への寄与」とされ、フジ住宅で働く＝100パーセント会長の考えへの賛同。という感覚で見られなくなかった。受け取りたくない物、不要な感情を抱かせる物を受け取り、行動させられたことで傷つき、選ばされた立場は私だけに限らない。そんな人たちもまたフジ住宅の人たちだ。多分に仕事に対する純粋な想いを私は共に働く人の中に感じてきたつもりだ。被害を訴えないことは究極、責められることではない。と思う。でも「被害の認定」には、特定の個人自らが被害者であることを受け入れ、その上で誰かに発信することが最低条件になる。それは正直「屈辱的」だし「酷」な条件だ。「私はいじめられています。」なんて言いたくないし「私は差別される側の人間です。」なんて公言したくはない。そんな立場にいたくなんて無い。しかも声を発したところで被害が認定されるとは限らない。それでも「なんとかしたい」と思ったし、今ならまだ「なんとか出来る」と思った。

裁判を提起して「被害を認定される」ということがいかに重要で難しいことかを実感した。「被害の認定」がされないことには「加害の存在(過ち)」もないことになるし、当然「救済」も「対策」も望めない。「具体的」な被害を聞かれる度にもっと露骨に傷つけられないと救えないと言われている気になる。2013年秋、労働基準監督署でも自分を晒して抗議をして職場を追われることにでもなれば対応できる。と言われた。逆に言えば、抗議してクビにでもならなければ対応できない。ということだと思った。

表面を取り繕って必死で「通常の体様」で働き続けることが出来るうちは「被害」は認めてもらえないのかと思えてくると、差別やパワハラを告発することにも職を失うこと追いやられることが条件のような気がしてくる。会社で業務に一切関係の無い中国や韓国や「在日」、戦争被害者への罵しりや偏見や差別等々を「嫌」の感情を広めながら、自分好みの都合に適った日本人の育成をせっせとその支配下にある労働者に施

す「立派な人」よりも、そんな状況下で傷つきながら、生活のために仕事にしがみついている「私」に非があるのかと錯覚しそうな気になる。ちなみに、もし匿名でなく裁判を提起していたら、社会的にはもっと取り上げられたかもしれないけれど、きつともう働けてはいないと思う。それに経済的にも精神的にも家族に今以上に犠牲を強いたと思う。自分がしたことが間違えではないとしても後悔していたと思う。助けを請うために被害を覚悟しないといけないのが、今の日本社会の実状だと身をもって実感する。それでも、私は働き続けるつもりだ。続けながら、被害を認められたいと思う。

そして会社には、会社が行動指針に掲げている、「組織の総力を結集して、職場における役職員の安全と健康の確保に努め、快適で明るい職場形成に努めます。また、役職員の人格・個性を尊重し、差別禁止・セクシュアルハラスメント禁止の徹底を図るなど、積極的に雇用・労働条件の改善に努めます。」を具体的に実行してほしいと思う。

ようやく、山ほどの配布物（紙あり、メールあり、CD,DVD・・・あり）から弁護士先生たちが書面をまとめ上げてくださいました。厳選する際には嫌な気持ちと葛藤・それこそ吐き気との戦いでもあったと思います。そして、ようやく陳述書の提出にこぎ着けることが出来ました。要領を得ない私の書き連ねた文章に、先生たちはよく耐えてくださいました。ありがとうございました。そして、あらためてよろしく申し上げます。そして、皆様。いよいよこれからなのかもしれません。マイノリティや弱者への想像力を放棄するような空気を広めようとする「立派な力」を感じてしまうこの頃ですが、この裁判が少しでも希望を示せることになればいいなあ。と思います。とりわけ若者に知ってもらいたいです。多くの人に伝えていただけますようお願いいたします。

2018年10月14日 原告

支える会総会・学習&交流集会を開催しました



板垣教授による学習会

さる8月5日、大阪市生野区のつるはし交流ひろば「ぱだん」にて、第3回ヘイトハラスメント裁判を支える会総会・学習&交流集会を開催しました。

学習会では、同志社大学社会学部の板垣竜太教授から、昨年裁判所に提出した意見書をもとに、フジ住宅がおこなった資料配付等が在日コリアン3世である原告にとって敵対的な就労環境を醸成するレイシヤルハラスメントであり、使用者としての法的責任が問われるべき違法行為であるということを知りやすく解説していただきました。

学習会終了後には、弁護団より裁判の見通しとして早ければ年度内にも1審判決が下されるのではないかとの見通しが示されました。

いよいよ佳境に入った裁判について、あらためて原告を支え勝利を勝ち取るためのとりくみをすすめていかなければいけないと、支援者としての決意を新たにした集会でした。次項では、総会で確認した、支える会の活動報告と、会計報告を掲載します。

今後とも、引き続き支える会の活動へのご支援とご協力をお願いいたします。

ヘイトハラスメント裁判を支える会

活動報告 (2017年8月～2018年7月)

日時	できごと
2017年	
8月19日(土)	12時～ JR鶴橋駅高架下街宣・チラシ配布 14時～ 支える会総会・学習&交流集会
9月14日(木)	19時～ 支える会第21回会議
9月28日(木)	第8回口頭弁論期日 支援者集会を開催、会報第8号を発行
10月23日(月)	19時～ 支える会第22回会議
10月31日(火)	18時～地元支える会で原告アピール、支える会・弁護団より報告
11月25日(土)	16時10分～ 青法協等主催「第16回人権研究交流集会」分科会で、板垣竜介教授講演、原告アピール、支える会・弁護団より報告
12月14日(木)	第9回口頭弁論期日 支援者集会を開催、会報第9号を発行議
2018年	
1月6日(土)	13時～ 支える会第23回会議 16時～ 淀屋橋ビルディングフジ住宅看板前、ヨドバシカメラ梅田前で街頭宣伝、チラシ配布 18時～ 支える会新年会
2月25日(日)	14時～ 支える会第24回会議
3月8日(木)	第10回口頭弁論期日 支援者集会を開催、会報第10号を発行
3月31日(土)	10時～ 支える会25回会議
5月1日(火)	15時～ 支える会第26回会議
5月10日(木)	17時～ JR・京阪京橋駅連絡通路で街頭宣伝⇒事務局都合により中止
5月17日(木)	第11回口頭弁論期日 支援者集会を開催、会報第11号を発行
6月4日(月)	17時～ 支える会第27回会議
7月12日(木)	17時～ 支える会第28回会議
8月2日(木)	第12回口頭弁論期日 支援者集会を開催、会報第12号を発行

ヘイトハラスメント裁判を支える会 収支会計報告

(2017年6月1日～2018年7月31日時点)

収入			支出		
科目	金額	備考	科目	金額	備考
繰越金	1,314,725		会場費	0	弁護士実費弁償に含まれる
寄付	597,165	29件(個人、団体)、報告集会カンパ含む	印刷費	235,022	会報、意見書増刷
雑収入	528	利息等	謝礼費	75,432	原稿執筆謝礼
			弁護士費用	366,728	実費分支払い
			街宣活動費	44,902	缶バッチ、ティッシュ等
			消耗品費	0	
			雑費	9000	街宣許可申請費用
	1,912,418			731,084	

収入 1,912,418円 - 支出 731,084円 = 1,181,334円 (2018年8月1日時点残金)